

| |
|-------------------------|
| 総務財政委員会 令和2年9月14・15日 |
| 総務部 資料1番 |
| 所管 総務課 |

大田区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由と内容

「国家戦略特別区域法」の改正に伴い、項ずれが生じたため、規定を整理する。

2 施行日

公布の日

<<<新旧対照表>>>

○大田区手数料条例

| 新 | | | | 旧 | | | |
|---|---|--|---|--|---|--|---|
| 大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係） | | | | 大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係） | | | |
| 項 | 事務 | 名称及び額（1件につき） | 徴収時期 | 項 | 事務 | 名称及び額（1件につき） | 徴収時期 |
| 7 の 3 | 国家戦略特別区域法第13条第6項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の内容等の変更の認定の申請に対する審査 | 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更の認定申請手数料 (1) 認定事業に係る施設について現地調査を行う場合 (2) 認定事業に係る施設について現地調査を行わない場合 | 変更認定申請のとき 9 , 7 0 0 円 2 , 6 0 0 円 | 7 の 3 | 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の内容等の変更の認定の申請に対する審査 | 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更の認定申請手数料 (1) 認定事業に係る施設について現地調査を行う場合 (2) 認定事業に係る施設について現地調査を行わない場合 | 変更認定申請のとき 9 , 7 0 0 円 2 , 6 0 0 円 |
| 別表第2（第2条関係）（略） 別表第3（第2条関係）（略） | | | | 別表第2（第2条関係）（略） 別表第3（第2条関係）（略） | | | |
| <p align="center"><u>付 則</u></p> <p align="center"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | | | | | | | |